

「いなわしろ天の香」認定店登録制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、猪苗代町内で生産され、猪苗代町そば乾燥調製貯蔵施設、または、猪苗代町そば乾燥調製貯蔵施設に準ずる乾燥調整を行うことの出来る施設にて製品化された猪苗代在来種そば「通称名：いなわしろ天の香」（以下「いなわしろ天の香」という。）、もしくはそれを利用した加工品（以下「いなわしろ天の香」という。）を販売する店舗及び利用する飲食店等を、「いなわしろ天の香」認定店（以下「認定店」という。）として登録する制度等について定めることにより、「いなわしろ天の香」の認知度、理解度の向上を図り、もってブランド化を推進することを目的とする。

（登録区分）

第2条 登録の区分は次の各号に該当するものをいう。

- （1） 区分1 「いなわしろ天の香」認定取扱店
「いなわしろ天の香」を積極的に販売する小売店、直売所、量販店、食品加工事業所など。
- （2） 区分2 「いなわしろ天の香」認定提供店
「いなわしろ天の香」を食材として積極的に利用する飲食店、宿泊施設など。

（登録の要件）

第3条 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たされなければならない。

- （1） 利用客に対してPR活動を行うことができる店舗、事務所、施設等があること。
- （2） 「いなわしろ天の香」の販売及び利用促進について、店頭やメニューへの表示があること。
- （3） 利用客へのPRなど積極的な取り組みを行っていること。または、初年度においては、店頭やメニューへの表示、利用客へのPRなど積極的な取り組みを行う意志があること。
- （4） 登録後もさらに、「いなわしろ天の香」の販売・利用促進に努めるとともに、「いなわしろ天の香」のブランド化の取り組み、調査等に協力することが可能であること。

（登録の手続き）

第4条 認定店の登録を受けようとする者は、「いなわしろ天の香」認定店登録申請書（様式第1号）を、猪苗代町六次産業化地産地消推進委員会（以下「委員会」という。）会長（以下、「会長」という。）提出するものとする。

（登録）

第5条 会長は実態を確認の上、前条の申請者が登録要件をすべて満たすと認めるときは、認定店として登録するものとする。

2 会長は、登録の可否の結果について、申請者に対して「いなわしろ天の香」認定店登録決定通知書（様式第2号及び様式第3号）により通知するものとする。

3 会長は、認定店として登録した申請者（以下「登録店」という。）に対して認定店登録証（様式第4号）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

（登録証の掲示）

第6条 登録店は、店内に登録証を掲示するものとする。

(登録店の役割)

第7条 登録店は、「いなわしろ天の香」を積極的に活用し、「いなわしろ天の香」に対する理解が深まるよう情報提供に努めるとともに、「いなわしろ天の香」のブランド化の取り組み及び調査等に協力するものとする。

(登録店への支援)

第8条 会長は、登録店に対し次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 登録店の取り組み内容等をホームページ、パンフレットなどに掲載し、広く紹介する。
- (2) 「いなわしろ天の香」の普及啓発のPR資材を提供する。
- (3) その他必要な支援を行う。

(調査)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、登録店に対して登録要件を満たしているか随時調査することができる。

(実績報告)

第10条 登録店は「いなわしろ天の香」認定店実績報告書(様式第5号)及び直近の「いなわしろ天の香」購入証明書等の写しを年度末までに会長へ提出するものとする。

(登録の有効期間)

第11条 登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、当該年度4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし年度途中で登録したものは、登録の日からその年度末までとする。

- 2 登録店は、登録期間終了後も引き続き登録を受けようとするときは、年度末までに実績報告書及び直近の「いなわしろ天の香」購入証明書等の写しを会長へ提出することで自動継続とする。

(登録の取り下げ)

第12条 登録店は、廃業等によりその営業を終了したとき又は登録の取り下げを希望するときは、速やかに「いなわしろ天の香」認定店登録取下届出書(様式第6号)を会長に提出し、あわせて登録証等を返還するものとする。

(登録の取り消し)

第13条 会長は、登録店が次の各号のいずれかに該当するときは、「いなわしろ天の香」認定店登録取消通知書(様式第7号)により通知し、登録を取り消すことができる。

- (1) 営業を終了したとき。
- (2) 登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第10条の規定による実績報告書及び直近の「いなわしろ天の香」購入証明書等の写しの提出がないとき。
- (4) 消費者の信頼又は「いなわしろ天の香」のイメージを著しく失墜させたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたとき。

(苦情の処理)

第14条 登録店は、登録内容等に関して利用客から苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、会長にその旨を報告するものとする。

(補則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 26 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 10 月 12 日から施行する。

猪苗代町六次産業化地産地消推進委員会会長

(申請者)
住 所
店舗・屋号等名
代表者職・氏名
電 話 番 号

印

「いなわしろ天の香」認定店登録申請書

「いなわしろ天の香」認定店の登録について、「いなわしろ天の香」認定店登録制度実施要領第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
なお、下記の太枠内の情報提供内容についてPR活動等に利用・公開することを併せて同意します。

登録区分	1	認定取扱店（小売店、直売所など「いなわしろ天の香」を買うことができるお店等）		
	2	認定提供店（飲食店、宿泊施設など「いなわしろ天の香」を食べることができるお店等）		
店舗・屋号等名				
代表者	職 名		氏 名	
担当者	所属・職名		氏 名	
情報提供内容（PR活動等利用情報）				
ブリガナ				
店舗・屋号等名				
ブリガナ				
所在地 （住所）	〒（ ）			
電話番号		FAX番号		
営業時間		定休日		
ホームページアドレス	http://			
PRメッセージ	※消費者へのメッセージ等			
いなわしろ天の香PRのために実践している取り組み	※「いなわしろ天の香」を使用したメニューの提供、販売コーナーの設置など、取り組み内容を記入して下さい。			
店舗・施設等で可能なPR活動	※「いなわしろ天の香」を利用したメニューの紹介や情報提供など「いなわしろ天の香」のPR活動の内容を記入して下さい。			
当年度「いなわしろ天の香」年間利用予定数量	約			kg
当年度「いなわしろ天の香」仕入先名				
添付資料	<input type="checkbox"/> 店舗写真（外観） <input type="checkbox"/> 売場・料理写真 <input type="checkbox"/> 店長・店員写真 <input type="checkbox"/> その他			

猪苗代町六次産業化地産地消推進委員会会長

（報告・申請者）
住 所
店舗・屋号等名
代表者職・氏名
電 話 番 号

印

「いなわしろ天の香」認定店実績報告書 （兼、次年度認定店登録申請書）

「いなわしろ天の香」認定店の実績について、「いなわしろ天の香」認定店登録制度実施要領第10条の規定により、下記のとおり報告します。

なお、下記の太枠内実績報告内容についてPR活動等に利用・公開することを併せて同意します。
また、「いなわしろ天の香」認定店登録制度実施要領第11条の2の規定により、次年度についても認定店への登録を申請します。

登録区分	1	認定取扱店（小売店、直売所など「いなわしろ天の香」を買うことができるお店等）		
	2	認定提供店（飲食店、宿泊施設など「いなわしろ天の香」を食べることができるお店等）		
登録番号	「いなわしろ天の香」 認定店登録 第 号			
店舗・屋号名等				
代表者	職 名		氏 名	
担当者	所属・職名		氏 名	
実績報告内容（PR活動等利用情報）				
主な商品名等	例：玄米、白米、各種定食類、すし、加工品等商品名など			
主な仕入先名等	例：あいづ農業協同組合、株式会社〇〇ファーム、猪苗代一郎（個人名）など			
使用量	約			kg
	※具体的な数量を記入して下さい。			
PRメッセージ	※消費者へのメッセージ等			
いなわしろ天の香PRのために実践している取り組み	※「いなわしろ天の香」を使用したメニューの提供、販売コーナーの設置など、取り組み内容を記入して下さい。			
店舗・施設等で可能なPR活動	※「いなわしろ天の香」を利用したメニューの紹介や情報提供など「いなわしろ天の香」のPR活動の内容を記入して下さい。			
次年度「いなわしろ天の香」年間利用予定数量	約			kg
次年度「いなわしろ天の香」仕入予定先名				
この事業に対する要望など	※要望や登録内容の変更などがあれば記入して下さい。			

猪苗代町六次産業化地産地消推進委員会会長

（申請者）

住 所

店舗・屋号等名

代表者職・氏名

電 話 番 号

印

「いなわしろ天の香」認定店登録取下届出書

「いなわしろ天の香」認定店の登録について、「いなわしろ天の香」認定店登録制度実施要領第12条の規定により、取り下げします。

なお、併せて登録証も返還します。

登録区分	1	認定取扱店（小売店、直売所など「いなわしろ天の香」を買うことができるお店等）		
	2	認定提供店（飲食店、宿泊施設など「いなわしろ天の香」を食べることができるお店等）		
登録番号	「いなわしろ天の香」 認定店登録 第 号			
店舗・屋号名等				
代表者	職 名		氏 名	
担当者	所属・職名		氏 名	
取下の理由				
	※具体的な取り下げの理由を記入して下さい。			